**認定更新申請のご案内**

平素より学会活動にご尽力を頂きまして誠にありがとうございます。

申請書は下記学会事務局宛にご送付ください。後日審査終了通知と共に納付書をお送りいたします。手数料をご入金くださいますよう、よろしくお願い致します。

ご不明な点、ご質問等がございましたら、下記学会事務局までご連絡をください。

以上

**日本森田療法学会 事務局**

〒105-8561　東京都港区西新橋3-25-8

　東京慈恵会医科大学精神医学講座内

　　　　 TEL:03-3433-1111（内線 3301）

FAX:03-3437-0228

　　　　E-mail: moritajikei@gmail.com

**日本森田療法学会 サブスペシャルティ森田療法専門医 更新申請書（1）**

下記の通り、更新に必要な条件かつ所定の点数［10点以上 かつ日本森田療法学会が主催する研修会（プレコングレス）等＊への参加 1回以上］を満たしているので、本申請書と下記を証明する書類の写し、そして更新料１万円を添えて、サブスペシャルティ森田療法専門医(以下、サブスペ森田専門医)の資格更新を申請します。(証明する写しは下記番号通り添付いたします)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　更新申請者氏名：　　　　　　　　　　　　　　　印

1. **更新時までの5年間継続して日本森田療法学会会員であること。**
2. **更新時までの5年間継続して日本精神神経学会専門医であること。**
3. **サブスペ森田専門医の更新に必要な研修を受けていること（総計10点以上）。**

**①日本森田療法学会への参加（1回につき3点）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 第　　　回日本森田療法学会　(開催年月日) | 点数 |
|  |  |  |
|  | 合　計 |  |

**②日本森田療法学会が主催するサブスペ森田専門医更新用研修会への参加（2点）**

**＊研修会（プレコングレス）等への参加は一回以上が必須条件**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 研修会名　(開催年月日) | 点数 |
|  |  |  |
|  | 合　計 |  |

**日本森田療法学会 認定医 更新申請書（2）**

**③日本森田療法学会が認定するサブスペ森田専門医更新用研修会への参加（単発の研修会2点・継続的な研修会4点）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 研修会名　(開催年月日) | 点数 |
|  |  |  |
|  | 合　計 |  |

1. **日本森田療法学会での発表（発表者3点　共同演者1点）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 発表者名 | 演題・一般講演・特別講演・シンポジウム（開催年月） | 点数 |
|  |  |  |  |
|  |  | 合　計 |  |

1. －④の総合計　　　　　　点

**日本森田療法学会　サブスペシャルティ森田療法専門医制度規則**

1. **総　則**

**第1条　この制度は、森田療法の専門医として広い知識と錬磨された技能を備えた優れた医師を社会に送ることと、森田療法が社会における精神健康の保持および増進に貢献できる治療の一つとして国民により分かるようにし、受診の手がかりになるよう定める。**

**第2条　前条の目的を達成させるため、日本森田療法学会は日本森田療法学会サブスペシャルティ専門医制度を発足させ、日本精神神経学会の認めるサブスペシャルティ領域に関する森田療法の専門医としてふさわしい実力をもつ医師をサブスペシャルティ森田療法専門医（以下、サブスペ森田専門医と略記）として理事会の合意を得て認定する。**

**第2章　サブスペ森田専門医の認定**

**第3条　サブスペ森田専門医の認定を申請する者は、次の各項の資格をすべて満足しなければならない。**

**1．日本精神神経学会認定の専門医であること。**

**2．申請時において引き続いて2年以上森田療法学会会員であること。**

**3．日本森田療法学会が主催する研修会（プレコングレス）等＊への参加2回以上。但しプレコングレスは1回以上参加すること。**

**4．森田療法セミナー入門コースを全て受講した者。なお、アドバンスコースの受講も推奨するが必須条件ではない。**

**5．日本森田療法学会あるいは他学会での症例発表を1回以上。なお発表に際しては、日本森田療法学会認定医あるいは日本森田療法学会認定心理療法士の指導のもと発表を準備し、演題は上記認定医あるいは認定心理療法士と連名にすること。**

**第4条　サブスペ森田専門医の認定を申請する者は、以下を添えて申請し、常任理事会の審査を経て理事会の承認を得た者のみがサブスペ森田専門医の認定試験を受験できる。**

**1．申請書（学会ホームページからダウンロードするか、又は学会事務局から取り寄せる）**

**2．本学会の理事の推薦（申請書の推薦者（理事）欄に署名押印）**

**3．日本精神神経学会専門医認定証の写し**

**4．森田療法セミナー入門コースの修了証の写し**

**5．日本森田療法学会が主催する研修会（プレコングレス）等＊の受講修了証の写し**

**6．第3条5．を証明する書類（学会誌などの写し）**

**7．森田療法を行なった自身の症例レポート1例（学会発表の症例も可能）。症例の診たてとどのような治療的介入を行なったのか明確に記載したもの。**

**8. 手数料1万円（学会事務局からの認定受理連絡後に振り込む）**

**第5条　認定試験を受け合格した者がサブスペ森田専門医として認定される。サブスペ森田専門医として認定された者に対して、学会はサブスペ森田専門医の証書を授与する。**

**第6条　サブスペ森田専門医の資格は、５年に１回更新とする。更新申請には、下記1．2．3．4．の条件を満たすことが必要である。更新申請の際は、申請書（学会ホームページからダウンロードするか、又は学会事務局から取り寄せる）とともに下記条件を満たしていることを証明する書類の写しと更新料1万円を振込んだ証明を添えて本学会に提出する。**

**1．更新時に、過去5年間継続して日本森田療法学会会員である者。**

1. **更新時に、過去5年間継続して日本精神神経学会専門医である者。**
2. **サブスペ森田専門医の更新に必要な研修＊＊を受けた者。**

**更新申請の際は、申請書（学会ホームページからダウンロードするか、又は学会事務局から取り寄せる）とともに指定研修会の修了証と取得点数を証明する書類の写し、さらに更新料1万円を振込んだ証明を添えて本学会に提出する。**

**＊：プレコングレスあるいは研修症例セッションのこと。**

**＊＊：1．日本森田療法学会が主催する研修会(プレコングレス)等＊への１回以上の参加**

**2．下記の１項から5項において、計10点以上（但し第2項2点以上＃、第3項2点以上の合計10点以上）を取得**

**1項：日本森田療法学会への参加(3点)**

**2項：日本森田療法学会が主催するサブスペ森田専門医更新用研修会＃＃への参加(2点)**

**3項：日本森田療法学会が認定するサブスペ森田専門医更新用研修会＃＃への参加（単発の研修会2点、継続的な研修会4点）**

**4項：日本森田療法学会での発表（発表者3点、共同演者1点）**

**＃：研修会のうち、症例検討会に１回以上参加することを必須要件とする。**

**＃＃：認定の申請や更新の要件となるサブスペ森田専門医用の研修会とは、サブスペ森田専門医の育成・訓練に寄与する内容を持つセミナー、ワークショップなどで、日本森田療法学会が主催するものと日本森田療法学会が認定したものからなる。**

**日本森田療法学会が主催するサブスペ森田専門医更新用研修会とは、東京森田療法セミナーとオンライン形式のサブスペ森田専門医用の症例検討会、そして日本森田療法学会大会の際に実施される事例検討会などの教育・訓練を目的としたプログラムを指す。**

**日本森田療法学会が認定するサブスペ森田専門医更新用研修会とは、あらかじめ主催者よりその概要と講師などについて提出を受け、常任理事会が承認したものを指す。なお、単発の研修会（単発的に行なわれるセミナーやワークショップ）と継続的な研修会（専門家の育成のために年間を通して定期的に行なわれるセミナー）は区別して扱うこととする。**

**いずれも活動内容の報告を年1回サブスペシャルティ森田療法専門医委員会で行ない、問題案件があればその都度話し合うことで、研修施設の認定や更新の代わりとする。**

**第3章　指導医の認定**

**第7条　指導医・講師について**

**当学会の指導医は、日本森田療法学会認定医の中より研修委員会が指導医の候補を推薦し、常任理事会と理事会で承認されれば認定する。具体的な指導医像としては、森田療法に関する基礎的知識を持ち、それらを日々の臨床に生かすことのできる医師である。指導医はサブスペ森田専門医の育成のために教育的役割を担う。**

**なおサブスペ森田専門医向けの研修会の講師については、日本森田療法学会認定医と日本森田療法学会認定心理療法士の中からサブスペ森田専門医小委員会が任命する。研修会の内容・講師・参加人数などの詳細については、毎年研修委員会に報告・共有し、常任理事会と理事会で承認する。**

**第4章　付　則**

**第8条　本規則は、2025年8月1日より施行する。**

**第9条　この規則の変更は、常任理事会において検討し、理事会の承認を経て行なう。**

**第10条　資格の停止・取り消しについて**

**更新の条件を満たさなかった場合は、資格の取り消しとなる。また、虚偽の報告を行なったときや著しくサブスペ森田専門医としての信頼を損ねる行為をした場合も資格の取り消しとなる。**

**第11条　個人情報の取り扱い**

**サブスペ森田専門医の個人情報は必要時の連絡のために学会事務局でのみ扱うものとし、他に漏洩のないよう厳重に管理されている。**

**第12条　経過措置について**

**経過措置の認定申請**

**現在、日本森田療法学会認定医を持ちかつ日本精神神経学会専門医である医師がサブスペ森田専門医の認定申請を行なう場合は、2027年8月31日までの期間、経過措置として以下の1）2）の手続きで認定申請を行なうことが出来るものとする。**

**1）サブスペ森田専門医の認定申請希望者は、以下を添えて日本森田療法学会事務局に申請すること。**

**1．申請書（学会ホームページからダウンロードする或いは学会事務局から取り寄せる）**

**2．日本精神神経学会専門医認定証の写し**

**3. 日本森田療法学会認定医証の写し**

**4.手数料1万円（学会事務局からの認定受理連絡後に振り込む）**

**5.過去に学会発表や論文などで使用した症例あるいは未発表の症例で、ICD10におけるF40恐怖症性不安障害41その他の不安障害42強迫性障害のいずれかに対する森田療法を行なった自身の症例レポート1例。**

**2）毎年8月末を年度の締め切りとしてサブスペ小委員会の審査・認定を受け(必要時には面接もあり)、さらに常任理事会と理事会の承認を受けた者に対し、サブスペ森田専門医の証書を授与する。**